

最高裁秘書第2777号

令和元年5月31日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月8日付け（同月10日受付、最高裁秘書第2490号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成27年4月3日付け総務局第三課長、家庭局第二課長書簡（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ-15-A)

平成27年4月3日

高等裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 佐野寛次

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 石井芳明

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、書記官等の事務処理のミスに伴って必要となる費用を国費で負担した事案については、従前から一覧表を情報提供しており、各庁において、事務処理の改善等に活用していただいていると認識しています。

ところで、当事者が戸籍の届出をする際に添付する確定証明書の確定日の認定を間違えた事案において、誤った戸籍の記載を訂正する手続として、戸籍事務管掌者による職権訂正（戸籍法第24条第2項）が行われなかった結果、家庭裁判所に対する戸籍の訂正についての許可申立てを要する事態に至ったものが全国で複数件発生しています。戸籍は、人の親族的身分関係を登録し、公証するものであり、戸籍に訂正された旨が記載されること自体、当事者に不快な思いを抱かせることになるものです。

このような事態も踏まえ、確定日を間違えるミスが起きないような事務処理態勢を構築するため、事務処理の在り方を改めて確認していただくことが有用と考えています。

については、判決又は家事審判の確定日を認定する際の事務に着目して、別紙資料を作成しましたので、事務処理態勢を見直したり、ミスが生じやすい場面における

留意点や正確な知識を共有したりすることを目的として、部内や関係部署間で議論を行う際の参考にしてください。

なお、同資料は、議論を行う際のたたき台として活用されることを想定しており、確定日を認定する際の論点を全て網羅しているものではありませんし、結論のみを記載したマニュアルでもありません。また、確定証明事務全般に係わる事務では、確定日の認定間違いのほか、例えば、前提となる送達の要件の欠缺、申請書の内容の確認漏れ（請求できない者からの請求、手数料の未納付など）、確定日以外の記載事項の誤記、証明書を交付する際のミス（誤送付など）なども考えられますので、この機会にこれらの問題について議論することも検討してください。敬具

確定日を認定するために確認すべき事項例

判決正本の送達、審判の告知の確認

- ① 不服申立てのできる当事者への告知等の完了をどのように確認するか

ポイント

- 家事審判事件の場合は、即時抗告権者が事件の種類によって異なり得る
- 人事訴訟事件の場合は、全部勝訴の当事者も、控訴できると解されている
- 審判等の内容を確認し、不服申立てのできる当事者かどうかを検討することも必要
- 記録中の資料（送達報告書等）と対照しながら確認することが必要

確定日計算の基準日の調査

- ② 確定日計算のための基準日の決定に際し、何を確認するか

ポイント

- 証明の対象となる判決等は何か
例：第一審判決の確定日と、控訴状却下命令の確定日は異なる
- 控訴（抗告）があった場合は、その結果により基準日が異なる
例：控訴（抗告）棄却、控訴（抗告）取下げ、控訴（抗告）却下、控訴状（抗告状）却下、合意に相当する審判又は調停に代わる審判に対する異議の申立て等

控訴（抗告）提起の有無の確認

- ③ 控訴（抗告）提起の有無をどのように確認するか

ポイント

- 確定日当日に証明する場合には、控訴状等が手元に届いていない可能性がある
- 上訴権放棄、不控訴の合意がされることもある

確定日の計算

- ④ 計算ミスをしないことの確保（数え方）
⑤ 計算すべき日数の確認（外国公示送達、期間計算（土日祝日）、初日算入（公示送達））

ポイント

- 例：指を折って数える、カレンダーを用いる等

証明書を作成する

- ⑥ 誤記の防止
⑦ 確定日が到来していること

ポイント

- 期間経過の事実を記載する方法（平成〇年〇月〇日の経過により確定）か、期間の最終日の翌日を記載する方法（平成〇年〇月〇日確定）によるかにより、記載する日は異なる